

平成26年 3月26日 招集

平成26年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
 平成26年3月26日（水）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第10号	市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について	1
第4	議案第11号	門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の制定について	4
第5	議案第12号	門真市立保育所条例施行規則の制定について	15
第6	議案第13号	門真市立保育所延長保育実施規則の制定について	17
第7	議案第14号	門真市保育の実施に関する条例施行規則の制定について	24
第8	議案第15号	門真市立放課後児童クラブ条例施行規則の制定について	33
第9	議案第16号	門真市立文化会館条例施行規則等の一部改正について	44
第10	議案第17号	門真市教育委員会文書管理規程及び門真市教育機関事務処理規程の一部改正について	94
第11	議案第18号	門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について	100
第12	議案第19号	門真市特別支援教育就学奨励費支給規則等の廃止について	102
第13	議案第20号	平成26年度門真市教育の重点について	104
第14	議案第21号	平成26年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について	105
第15	議案第22号	門真市生涯学習推進基本計画の策定について	108
第16		諸報告	109

議案第10号

市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

子ども子育てに関する事務の一部について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、門真市長から次の事項を門真市教育委員会事務局職員へ補助執行させたい旨協議があり、同意したいので、門真市教育委員会の議決を求める。

平成26年 3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

1 補助執行される事務の変更

変更前 門真市立保育園の保育料の決定、徴収、減免及び還付に関する事

変更後 保育所保育料の決定、徴収、減免及び還付に関する事

2 補助執行する時期（始期）

平成26年 4月 1日から施行する。

提案理由

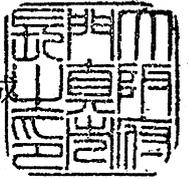
子ども子育てに係る施策を一体的に行い、効率的かつ機動的な体制の構築を図るため、市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について同意するにつき、本案を提出するものである。



門政企第489号
平成26年3月19日

門真市教育委員会委員長
長澤 信之 様

門真市長 園部 一成



市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

このことにつきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

○市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

1. 概要

平成26年4月1日に予定される機構改革に伴い、平成26年1月24日に開会された平成26年門真市教育委員会第1回定例会議案第1号において、教育委員会への委任及び補助執行を適用するにあたり、協議し、同意いただいたところである。

しかしながら、補助執行させる「保育料の決定、徴収、減免及び還付に関する事務」について、門真市立保育園を対象とした表現としているが、公立保育園に加え、民間事業者が運営する保育所についても、同様の事務を行っていることから、対象施設の範囲を変更することについて、再度協議を行うものである。

2. 変更の内容

協議中、「補助執行させる事務」のうち、「門真市立保育園の保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること。」について、「保育所保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること。」と変更する。

3. 委任及び補助執行の開始時期

平成26年4月1日とする。

議案第11号

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の制定について

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則を制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市内における社会体育施設等の使用機会の公平性を基本とした有効活用を図るため、施設の優先使用について必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市内における社会体育施設等（以下「施設」という。）の使用機会の公平性を基本とした有効活用を図るため、施設の優先使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 優先使用 生涯スポーツの振興、青少年の健全育成等に資する事業等を行うに当たり、施設を一般の使用許可（利用許可を含む。以下同じ。）の申請の受付期間より前に優先的に使用を許可することをいう。
- (2) 市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に在学する者をいう。
- (3) 市内チーム 市民が過半数を占める団体をいう。

(優先使用対象施設)

第3条 優先使用の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 門真市立門真市民プラザ体育館
- (2) 門真市立門真市民プラザグラウンド
- (3) 門真市立青少年運動広場
- (4) 門真市立旧第六中学校運動広場
- (5) 門真市立テニスコート
- (6) 門真市立中学校運動場
- (7) 前各号に掲げるもののほか、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める施設

(優先使用対象大会等)

第4条 優先使用の対象となる大会等は、委員会が必要と認めた大会等で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大会等とする。

- (1) 全日程を優先する大会等 全ての日程を優先する大会等で、次に掲げる大会等
ア 本市又は委員会が主催し、又は共催する行事

イ 青少年の大会（参加者の過半数が18歳未満である大会をいう。）

ウ 障害者の大会

エ 高齢者の大会（参加者の過半数が65歳以上である大会をいう。）

オ 総合型地域スポーツクラブの活動

カ 大阪府大会、近畿大会又は全国大会の予選を兼ねる大会

キ 指定管理者の自主事業

ク 本市又は委員会が後援する行事

ケ アからクまでに掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める大会等

(2) 単日のみを優先する大会等 前号アからケまでに該当しない大会等で、一部の日程のみを優先する大会等（大会等の予備日及び準備に要する時間を含む。）

2 前項各号に掲げる大会等は、参加者の半数以上が市民又は市内チームである大会等とする。ただし、他市又は他市の団体と協力して実施する大会等は、この限りでない。

（優先使用の申請）

第5条 優先使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(1) 要項（大会等の内容が記載されたものをいう。）

(2) 参加予定チーム一覧（大会等に参加する予定の団体名又は個人名が記載されたものをいう。）

(3) 試合組合せ表（大会等の行程が明記されたものをいう。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、大会等の属する月の4箇月前の月の初日（その日が門真市の休日を定める条例（平成2年門真市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日。以下「優先使用受付開始日」という。）から一般の使用許可申請の受付を開始する日の前月の20日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、優先使用受付開始日より前に、申請者に対し優先使用の年間の予定の提出を求め、優先使用について事前に調整することができる。ただし、委員会が優先使用について事前に調整した場合であっても、申請者は申請書を委員会に提出しなければならない。

(優先使用許可の決定方法)

第6条 委員会は、申請書の提出を受けたときは、大会等の目的について審査し、次に掲げる基準に従い、優先使用の許可の決定を行うものとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の優先使用の許可は、施設ごとに一般に開放する日を1箇月当たり1日以上を確保した上で決定するものとする。
- (2) 優先使用の許可をしようとする日に大会等が重複した場合の順位は、原則、第4条第1項第1号に掲げる順序とする。ただし、同順位の大会等がある場合は、委員会が大会等の内容を考慮し、決定するものとする。
- (3) 全日程を優先する大会等は、大会等の参加予定チーム数、試合数、試合消化時間等を精査して大会等を実施するのに必要な日数を決定するものとする。

(優先使用許可書の交付)

第7条 委員会は、前条の規定により優先使用の許可をしたときは、申請者に門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可書（様式第2号。以下「優先使用許可書」という。）を交付するものとする。この場合において、委員会は、指定管理者が管理する施設の優先使用を許可したときは、速やかに当該施設の指定管理者に通知するものとする。

(優先使用の辞退)

第8条 前条の規定により、優先使用の許可を受けた者（以下「優先使用者」という。）が優先使用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立社会体育施設等優先使用辞退届（様式第3号）に優先使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 優先使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに委員会にその旨を連絡するものとする。

- (1) 全日程を優先する大会等で、優先使用の許可を受けた期間より短い期間で大会等が成立し、残りの期間において優先使用する必要がなくなったとき。
- (2) 単日のみを優先する大会等の予備日において優先使用の許可を受けている場合にあっては、予定していた日に当該大会等が成立し、予備日に優先使用する必要がなくなったとき。

(優先使用結果の報告)

第9条 優先使用者は、大会等の終了後30日以内に門真市立社会体育施設等優先使用

結果報告書（様式第4号）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 参加チーム一覧(大会等に参加した団体名又は個人名が記載されたものをいう。)
- (2) 試合結果表（大会等の結果が明記されたものをいう。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
（優先使用許可の取消し等）

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、優先使用者に対し、優先使用の許可を取り消し、又は優先使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により優先使用の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が不適切な使用と認めたとき。

2 前項の規定による優先使用の許可の取消し等により優先使用者に損害が生じても、委員会及び指定管理者はその責めを負わない。

（規則の見直し）

第11条 委員会は、規則の見直しを行うに当たり、門真市社会教育委員条例（昭和39年条例第11号）の規定により置かれた門真市社会教育委員に対し意見を求めるものとする。

（細目）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可書

年 月 日

様

門真市教育委員会 印

年 月 日付け、門真市立社会体育施設等の（優先使用許可・優先使用変更許可）の申請について、次のとおり許可します。

記

行事名	
優先範囲	1 全日程 2 単日
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 別紙日程表のとおり
会場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 旧第六中学校 [<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> その他 ()
チーム・試合数	チーム (市内 ・市外) 試合
参加人数	人 (市内 ・市外)
予備日 (単日の場合)	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

門真市立社会体育施設等優先使用日程表

行事名	
-----	--

実施日	実施時間	会場	備考
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		

※ 申請日数が複数日の場合は、全ての日程を記入し、「門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書」に添付すること。

様式第3号（第8条関係）

門真市立社会体育施設等優先使用辞退届

年 月 日

門真市教育委員会 様

団体名

代表者名

住 所

連絡先

次のとおり門真市立社会体育施設等の優先使用を辞退したいので、お届けします。

行 事 名	
優先範囲	1 全日程 2 単日
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 別紙日程表のとおり
会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 旧第六中学校 [<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> その他 ()
チーム・試合数 参加人数	チーム (市内 ・市外) 試合 人 (市内 ・市外)
予 備 日 (単日の場合)	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
辞退理由	

様式第4号（第9条関係）

門真市立社会体育施設等優先使用結果報告書

年 月 日

門真市教育委員会 様

団体名

代表者名

住 所

連絡先

次のとおり門真市立社会体育施設等の優先使用の結果を報告します。

記

行事名	
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 別紙日程表のとおり ※許可日が複数日の場合は、別紙日程表に記入
会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 旧第六中学校 [<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> その他 ()
チーム・試合数	チーム (市内 ・ 市外) 試合
参加人数	人 (市内 ・ 市外)

※ 参加チーム一覧及び試合結果表を添付すること。

門真市立社会体育施設等優先使用結果日程表

行事名	
-----	--

実施日	実施時間	会場	備考
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		
／ ()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分		

議案第12号

門真市立保育所条例施行規則の制定について

門真市立保育所条例施行規則を制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第5号）の施行について必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立保育所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第5号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 園長は、上司の命を受けて保育所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(定員)

第3条 保育所の定員は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	定員
門真市立上野口保育園	70名
門真市立浜町保育園	100名
門真市立南保育園	180名

(保育時間)

第4条 保育所の保育時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 通常保育 午前8時30分から午後4時30分まで
- (2) 時間外保育 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで

(休所日)

第5条 保育所の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第13号

門真市立保育所延長保育実施規則の制定について

門真市立保育所延長保育実施規則を制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、門真市立保育所における延長保育の実施について必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立保育所延長保育実施規則

(目的)

第1条 この規則は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、門真市立保育所において延長保育を行うことにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「延長保育」とは、午後6時30分から午後7時までの間に行う保育をいう。

(実施施設)

第3条 延長保育を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次の表のとおりとする。

名称
門真市立上野口保育園
門真市立浜町保育園
門真市立南保育園

(対象児童)

第4条 延長保育の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項本文の規定により実施施設において保育されている児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の就労形態、通勤時間等により、延長保育を常態として必要としている児童
- (2) 保護者の急な残業その他のやむを得ない事由により、延長保育が必要であると認められる児童

(延長保育の利用の申請)

第5条 対象児童の保護者で延長保育を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ延長保育利用申請書（様式第1号）により、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。ただし、前条第2号に該当する者で、1日を単位として利用し、かつ、緊急であると認められる場合は、実施施設の園長に口頭により申請することができる。

(延長保育の利用の承認及び通知)

第6条 委員会は、前条本文の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、その内容が第4条に規定する要件に該当すると認めるときは、延長保育の利用を承認し、その旨を延長保育利用承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、前条ただし書の規定により申請があった場合は、口頭により承認することができる。

2 前条ただし書の規定に基づき、延長保育を利用した児童の保護者は、当該延長保育を利用後、直ちに延長保育利用届出書により委員会に届け出なければならない。

(延長保育の利用の中止)

第7条 延長保育の利用の承認を受けた児童の保護者(以下「利用承認保護者」という。)は、当該延長保育の必要がなくなったときは、延長保育利用中止届出書(様式第3号)により、委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、延長保育解除通知書(様式第4号)により、当該届出をした利用承認保護者に通知するものとする。

(延長保育の利用の承認の取消し)

第8条 委員会は、対象児童が第4条に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、延長保育の利用の承認を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

延長保育利用申請書

保育園 経 由	保育園長印

門真市教育委員会 様

住 所
保護者 氏 名 ㊟
電 話

次のとおり延長保育の利用を申請します。
記

児 童 氏 名	年 月 日生 (組)	
	年 月 日生 (組)	
	年 月 日生 (組)	
	年 月 日生 (組)	
	延長保育 (有 料)	
時 間 帯	午後 時 分 ~ 午後 時 分	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
送 迎 者	氏 名 (続柄)	氏 名 (続柄)
	父 親	母 親
勤 務 先	所在地	所在地
	事業所名 (電話)	事業所名 (電話)
	勤務内容	勤務内容
勤務時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
通勤時間	自宅 ⇄ 保育園 ⇄ 勤務先 (分) (分)	自宅 ⇄ 保育園 ⇄ 勤務先 (分) (分)
利用交通 機 関	自宅 ⇄ 保育園 ⇄ 勤務先 () ()	自宅 ⇄ 保育園 ⇄ 勤務先 () ()

※利用交通機関欄の () 内には、それぞれの区間において利用する交通機関を記入してください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（氏 名）様

延長保育利用承認書

門真市教育委員会 印

延長保育については、次のとおり承認したので通知します。

記

決 定 の 内 容	
申込児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
承認延長保育時間	時 分 から 時 分まで
承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長保育料	円

様式第3号（第7条関係）

延長保育利用中止届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

保護者

住 所

氏 名

㊟

電 話

次のとおり延長保育の利用を中止したいので届け出ます。

記

延長保育 実施児童 の氏名		生年月日	年 月 日 生
		生年月日	年 月 日 生
		生年月日	年 月 日 生
中止年月日	年 月 日		
中止の理由			

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（氏 名）様

延長保育解除通知書

門真市教育委員会 印

次の児童について、延長保育の実施を解除しましたので通知します。

記

利用児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
利用保育所の 名称及び所在地	
延長保育の実施の 解除の年月日	年 月 日
延長保育の実施の 解除の理由	

議案第14号

門真市保育の実施に関する条例施行規則の制定について

門真市保育の実施に関する条例施行規則を制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年 3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年 4月 1日付け機構改革に伴い、門真市保育の実施に関する条例（昭和62年門真市条例第3号）について必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市保育の実施に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市保育の実施に関する条例（昭和62年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入所の申込み)

第2条 児童の保育所への入所を希望する保護者は、保育所入所申込書（様式第1号）を門真市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(入所の承諾等)

第3条 委員会は、前条の申込書を受理した場合は、必要な調査を行い、保育の実施を決定したときは、保育所入所承諾書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

2 委員会は、前項の調査の結果、当該入所の申込みが条例第2条に規定する保育の実施基準（以下「保育の実施基準」という。）に該当しないと認めたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、保育所入所不承諾通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

- (1) 保育所の定員に余裕がないとき。
- (2) 児童が感染性の疾病を有するとき。
- (3) 児童が身体虚弱のため集団保育に堪えないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不適當と認めるとき。

3 委員会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づき設置されている保育所（以下「民間保育所」という。）への入所の承諾を決定したときは、入所委託通知書（様式第4号）により当該民間保育所の長に通知するものとする。

(届出義務)

第4条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに委員会に届け出なければならない。

- (1) 入所児童又はその家族が感染性の疾病にかかったとき。
- (2) 入所児童を長期に欠席させ、又は退所させようとするとき。
- (3) 保育の実施基準に該当しなくなったとき。

- (4) 住所、世帯構成その他申請内容に異動が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が届出を必要と認める事由が生じたとき。
(保育の実施の解除等)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育の実施を解除し、又は停止することができる。

- (1) 保育の実施基準に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者が、保育所が行う保育上の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めたとき。

2 委員会は、保育の実施の解除を決定したときは保育実施解除通知書（様式第5号）により、保育の実施の停止を決定したときは保育実施停止通知書（様式第6号）により、保護者及び当該民間保育所の長に通知するものとする。

（委任）

第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において門真市保育の実施に要する費用に関する規則（平成26年門真市規則第 号）による廃止前の門真市保育の実施に関する条例施行規則（昭和63年門真市規則第27号）により入所措置を受けている児童で、施行日現在、引き続き入所措置を受けているものについては、この規則に基づいて入所措置されたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

第 号

保育所入所申込書

年 月 日

門真市教育委員会 様

保護者

住 所： _____

氏 名： _____ ㊦

電話番号： _____ (呼出 方)

保育所への入所につき次のとおり申し込みます。なお、保育料算定の際に、保護者及び世帯員の課税状況の確認が必要な場合は、担当職員が市民税課税台帳を閲覧し、課税状況を調査することに同意します。

入所児童	ふりがな		生 年 月 日	性 別	備 考
	氏 名		年 月 日	男・女	
入所を希望する保育所名	第1希望				
	第2希望				
	第3希望				
保育の実施を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
保育の実施を必要とする理由	両親等：()、()				

○ 入所児童の家庭の状況

区分	氏 名	入所児童との続柄	生 年 月 日	性 別	職 業
入所児童の世帯員			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
生活保護の状況		適用なし・適用あり (年 月 日保護開始)			

年 月 日

（氏 名）様

門真市教育委員会 印

保育所入所承諾書

申込みのありました保育所への入所について次のとおり承諾します。

入所する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入 所 す る 保 育 所 の 名 称	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法	保育料の月額及び納入方法は別途通知書でお知らせします。
(備考) 1 保育料について変更のあった場合はその旨通知いたします。 2 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出て下さい。 3 保育の実施期間中であっても保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合には、保育の実施を解除します。	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

（氏 名）様

門真市教育委員会 印

保育所入所不承諾通知書

申込みのありました保育所の入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

対象児童	年 月 日生
申込保育所	
理由	
(備考)	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

（氏 名）様

門真市教育委員会 印

保育実施解除通知書

次の児童について保育の実施を解除することにいたしましたから、通知します。

入所する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入 所 す る 保 育 所 の 名 称	
保 育 の 実 施 の 解 除 の 年 月 日	年 月 日
保 育 の 実 施 の 解 除 の 理 由	
(備考)	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

保 育 実 施 停 止 通 知 書

様

門真市教育委員会 印

次のとおり保育の実施を停止します。

入所児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所中の保育所の 名称及び所在地	
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日
理 由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

議案第15号

門真市立放課後児童クラブ条例施行規則の制定について

門真市立放課後児童クラブ条例施行規則を制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年 3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年 4月 1日付け機構改革に伴い、門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号）の施行について必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立放課後児童クラブ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 条例第3条に規定する放課後児童クラブの定員は、次の表のとおりとする。

名称	クラブ数	1クラブの定員
門真市立門真小学校放課後児童クラブ	3	40人
門真市立大和田小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立二島小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立四宮小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立古川橋小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立沖小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立上野口小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立速見小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立脇田小学校放課後児童クラブ	3	40人
門真市立北巣本小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立五月田小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立東小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立砂子小学校放課後児童クラブ	2	40人
門真市立門真みらい小学校放課後児童クラブ	4	40人

2 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、入会の申込状況により、特に必要があると認めるときは、前項の定員を超えて児童を入会させることができる。

(健全な育成を図ることが必要と委員会が認める児童)

第3条 条例第4条第2号の健全な育成を図ることが必要と委員会が認める児童とは、次に掲げる児童とする。

- (1) 創造性、自主性及び協調性をはぐくむため、遊びを通じた異年齢間の交流を行う必要がある児童

- (2) 放課後等における児童の安全を確保し、及び生活を支援する必要がある児童
- (3) 家庭に代わる生活の場及び適切な遊びの場を確保する必要がある児童
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める児童

(開設時間)

第4条 門真市立放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）の開設時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（小学校の休業日（門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条第1項第2号に規定する休業日をいう。次号において同じ。）を除く。） 放課後から午後6時まで
- (2) 土曜日及び小学校の休業日 午前8時30分から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、特に必要と認めるときは同項各号に定める時間を臨時に変更することができる。

(休会日)

第5条 放課後児童クラブの休会日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 3月31日（その日が日曜日であるときは、その前日とする。）
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（第2号に掲げる日を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める日

(入会の申込み)

第6条 条例第5条第1項の許可を受けようとする保護者は、委員会が定めるところにより、年度ごとに門真市立放課後児童クラブ入会申込書（様式第1号）により、委員会に申し込まなければならない。

(入会の決定等)

第7条 委員会は、前条の申込書の提出を受けたときは、条例第4条に規定する入会の資格について審査し、放課後児童クラブへの入会の可否を決定するものとする。ただし、入会を希望する児童が第2条に規定する定員を超えるときは、委員会が別に定める基準に従い、入会の可否を決定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により放課後児童クラブへの入会を決定したときは門真市立放課後児童クラブ入会許可書（様式第2号）を、入会を許可しないことを決定し

たときは門真市立放課後児童クラブ入会不許可通知書（様式第3号）により当該申込みをした保護者に通知するものとする。

（届出）

第8条 放課後児童クラブに在会している児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童クラブに在会している児童又はその家族が感染性の疾病にかかったとき。
- (2) 放課後児童クラブに在会している児童を長期に欠席させ、又は退会させようとするとき。
- (3) 第6条の規定による申込みの内容に変更があったとき。

（出席停止又は退会）

第9条 条例第6条第4号の委員会が不相当と認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童クラブに在会している児童の保護者が正当な理由がなく条例第7条のクラブ費を3月以上滞納したとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めるとき。
- 2 委員会は、条例第6条の規定により放課後児童クラブに在会している児童の出席を停止し、又は当該児童を退会させるときは、門真市立放課後児童クラブ出席停止・退会通知書（様式第4号）により当該児童の保護者に通知するものとする。

（細目）

第10条 この規則に定めるもののほか、放課後児童クラブに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において門真市立放課後児童クラブのクラブ費に関する規則（平成26年門真市規則第 号）による廃止前の門真市立放課後児童クラブ条例施行規則（平成18年門真市規則第67号）により放課後児童クラブに在会している児童で、施行日現在、引き続き放課後児童クラブに在会している児童については、この規則に基づいて放課後児童クラブに入会の決定をされた

ものとみなす。

様式第1号 (第6条関係)

(表)

門真市立放課後児童クラブ入会申込書

年 月 日

門真市教育委員会 様

(〒571ー)

保護者 住所：門真市

氏名：

㊞

電話： ()

門真市立放課後児童クラブの利用について、門真市立放課後児童クラブ条例施行規則第6条の規定により、次のとおり入会を申し込みます。

児童名	フリガナ		男・女	就学 (予定) 小学校	(新)学年
	氏 名			小学校	年
	生年月日	年 月 日			

保護者	氏 名	続柄	生年月日	携帯電話	勤務先	勤務先電話

他の世帯構成	氏 名	続柄	生年月日	氏 名	続柄	生年月日

※世帯構成は、同居家族全員について記入してください。(続柄は入会希望児童から見たもの)

入会希望理由	児童又はその保護者について、該当するところの□にレ印を入れてください。
	<input type="checkbox"/> 1 保護者が昼間に居宅外で労働をしているため
	<input type="checkbox"/> 2 保護者が昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をしているため
	<input type="checkbox"/> 3 保護者が長期にわたり疾病等の状態にあり、又は同居の親族を常時介護しているため
	<input type="checkbox"/> 4 児童の創造性、自主性、協調性をはぐむため、遊びを通じた異年齢間の交流を希望するため
	<input type="checkbox"/> 5 放課後等における児童の安全を確保し、生活の支援を希望するため
	<input type="checkbox"/> 6 求職中のため
	<input type="checkbox"/> 7 その他 []

※入会希望理由1, 2に該当される方は雇用証明書、3～7に該当する方は申立書を添付してください。

口座振替について	<input type="checkbox"/> 申込済み	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
----------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

裏面も必ずご記入ください。

(裏)

下校方法は、「5時集団下校」又は「お迎え」の2通りです。 5時集団下校を希望される方は空欄に○印、お迎えでの下校を希望される方は時間を記入してください。 お休みの場合、理由欄の該当するところに印を付けてください。						
下校方法	月	火	水	木	金	土
5時集団下校						
お迎え	:	:	:	:	:	:
お休み						
理由	・習い事 ・保護者在宅 ・その他 ()					

同居の家族以外の緊急連絡先						
氏名	続柄	緊急連絡先	氏名	続柄	緊急連絡先	

※ 緊急連絡先は、祖父母や親しい友人の電話番号等を記入してください。

児童について		(はい の方は内容を記載してください。)				
健康状態	持病がある・	異常なし	()		
アレルギーがある	はい	・	いいえ	()	
支援学級に在籍(予定)である	はい	・	いいえ	()	
障がい者手帳を持っている	はい	・	いいえ	(手帳の種類:)

放課後児童クラブの入会に当たり、児童の健康上又は生活上知らせておきたいことがある場合は、下記に記入してください。	自宅から学校までの概略図

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（氏 名） 様

門真市教育委員会 印

門真市立放課後児童クラブ入会許可書

年 月 日付で申込みのあった放課後児童クラブの入会について、門真市立放課後児童クラブ条例施行規則第7条の規定により、次のとおり入会を許可します。

児 童 の 氏 名			
ク ラ ブ の 名 称		学 年	
入 会 年 月 日	年 月 日		
入 会 期 間			
ク ラ ブ 費			

（注意）生活保護法に基づく保護を受けている者その他市長が特別の事由があると認める者は、クラブ費が減額又は免除されますので、減免の手続きをしてください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（氏 名） 様

門真市教育委員会 印

門真市立放課後児童クラブ入会不許可通知書

年 月 日付で申込みのあった放課後児童クラブの入会について、門真市立放課後児童クラブ条例施行規則第7条の規定により、次のとおり入会できませんので通知します。

児 童 の 氏 名	
ク ラ ブ の 名 称	
不 許 可 の 理 由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第9条関係）

門真市立放課後児童クラブ出席停止・退会通知書

年 月 日

（氏 名） 様

門真市教育委員会 印

放課後児童クラブに在会している児童について、次のとおり決定したので、門真市立放課後児童クラブ条例施行規則第9条の規定により通知します。

児 童 の 氏 名	
住 所	
放課後児童クラブの名称	
出席停止・退会の別	出 席 停 止 ・ 退 会
出席停止又は退会させる理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

議案第16号

門真市立文化会館条例施行規則等の一部改正について

門真市立文化会館条例施行規則（昭和43年門真市教育委員会規則第2号）等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立文化会館条例施行規則等の一部を改正する規則

(門真市立文化会館条例施行規則の一部改正)

第1条 門真市立文化会館条例施行規則(昭和43年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可書の交付等)</p> <p>第5条の4 委員会は、会館の使用を許可したときは、門真市立文化会館使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。<u>この場合において、委員会は、市長が使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(許可書の交付等)</p> <p>第5条の4 委員会は、会館の使用を許可したときは、門真市立文化会館使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。_____</p> <p>_____</p> <p>2～4 略</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第6条 条例第7条本文の規定による使用料の前納の時期は、使用許可を受けたときとする。</p> <p>2 条例第7条ただし書の委員会が特に必要と認めるときとは、予約システムによる申請をして使用許可を受けた登録者が次に掲げる方法により使用料を納付する場合とする。</p> <p>(1) 口座振替による方法</p> <p>(2) 使用予定日の前日(その日が門真市の休日を定める条例(平成2年門真市条例第10号)第2条第1項に規定する市の休日)に当たるときは、その前日)までに納付する方法</p>
<p>(使用の辞退)</p> <p>第6条 使用者が会館の使用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立文化会館使用辞退届(様式第3号)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用の辞退)</p> <p>第6条の2 使用者が会館の使用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立文化会館使用辞退届(様式第2号の2)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は、徴収すべき使用料について、<u>条例第8条の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合 <u>使用料に相当する額</u></p> <p>ア <u>市又は委員会が使用する場合</u></p> <p>イ <u>主に障害者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>ウ <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合 <u>使用料の5割に相当する額</u></p> <p>ア <u>主に中学生以下の者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>イ <u>主に65歳以上の高齢者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>ウ <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合 <u>使用料の3割に相当する額</u></p> <p>ア <u>サークル登録団体が使用する場合</u></p> <p>イ <u>社会教育関係団体が使用する場合</u></p> <p>ウ <u>地域で活動する団体が使用する場合</u></p> <p>エ <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p>2 <u>使用料の減額又は免除を受けようとする者は、門真市立文化会館使用料減免申請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあつては、これを省略することができる。</u></p> <p>3 <u>委員会は、使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用料の還付)</p> <p>第8条 <u>条例第9条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p>

改正後	改正前
	(1) <u>災害その他使用者の責めによらない事由により会館を使用できなくなった場合</u> (2) <u>使用者が会館の使用予定日前10日までに使用の辞退を申し出た場合</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、委員会が相当の理由があると認めた場合</u> 2 <u>前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、門真市立文化会館使用料還付申請書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。</u>
第7条 略	第9条 略
第8条 略	第10条 略
第9条 略	第11条 略
第10条 略	第12条 略

様式第3号及び様式第4号を削り、様式第2号の2を様式第3号とする。

(門真市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 門真市教育委員会公印規則(昭和43年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)								
番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者
略							略								
5	略						5	略							
3	略						3	略							
5	大阪府門真市教育委員会事務局	れい	18	つ	1	子ども未来部長名をもつてする一般文書用	子ども未来部政策課								
4	子ども未来部長之印	い		げ											

改正後				改正前			
略				略			
10	略			10	大阪府門て方24つ1	浜町幼稚園名をもつてする文書用	浜町幼稚園長
10	略			10	略		
10	略			10	大阪府門て方24つ1	北巢本幼稚園名をもつてする文書用	北巢本幼稚園長
10	門真市立れ方21つ1	上野口保	上野口	10	略		
1	上野口保	い	げ	1	上野口保	保育園名をもつてする文書用	保育園長
3	育園之印	書		3	巢本幼稚園之印		
10	門真市立れ方21つ1	浜町保育	浜町保	10	略		
1	浜町保育	い	げ	1	浜町保育	園名をもつてする文書用	育園長
4	園之印	書		4	略		
10	門真市立れ方21つ1	南保育園	南保育	10	略		
1	南保育園	い	げ	1	南保育園	名をもつてする文書用	園長
5	之印	書		5	略		
略				略			
13	略			13	大阪府門て方21つ1	浜町幼稚園長名をもつてする文書用	浜町幼稚園長
13	略			13	略		
13	略			13	大阪府門て方21つ1	北巢本幼稚園長名をもつてする文書用	北巢本幼稚園長
13	略			13	略		

改正後		改正前	
		10 — 3	大阪府門 真市立北 巢本幼稚 園之印 大阪府門 真市立北 巢本幼稚 園之印
10 — 2	略	10 — 4	略
10 — 3	門真市立 上野口保 育園之印 門真市立 上野口保 育園之印		
10 — 4	門真市立 浜町保育 園之印 門真市立 浜町保育 園之印		
10 — 5	門真市立 南保育 園之印 門真市立 南保育 園之印		
	略		略
13	略	13 — 2	大阪府門 真市立 浜町幼稚 園長之印 大阪府門 真市立 浜町幼稚 園長之印
		13 — 3	大阪府門 真市立北 巢本幼稚 園長之印 大阪府門 真市立 浜町幼稚 園長之印

改正後		改正前	
13 — 2	略	13 — 4	略
13 — 3			
13 — 4			
13 — 5			
	） 略		） 略

(門真市立公民館条例施行規則の一部改正)

第3条 門真市立公民館条例施行規則（昭和51年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可書の交付等)</p> <p>第5条の4 委員会は、公民館の使用を許可したときは、門真市立公民館使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。<u>この場合において、委員会は、市長が使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(許可書の交付等)</p> <p>第5条の4 委員会は、公民館の使用を許可したときは、門真市立公民館使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第6条 条例第7条本文の規定による使用料の前納の時期は、使用許可を受けたときと</p>

改正後	改正前
<p>(使用の辞退)</p> <p>第6条 使用者が公民館の使用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立公民館使用辞退届（様式第3号）に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>する。</p> <p>2 <u>条例第7条ただし書の委員会が特に必要と認めるときとは、予約システムによる申請をして使用許可を受けた登録者が次に掲げる方法により使用料を納付する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>口座振替による方法</u></p> <p>(2) <u>使用予定日の前日（その日が門真市の休日を定める条例（平成2年門真市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日にあたる場合は、その前日）までに納付する方法</u></p> <p>(使用の辞退)</p> <p>第6条の2 使用者が公民館の使用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立公民館使用辞退届（様式第2号の2）に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 <u>委員会は、徴収すべき使用料について、条例第8条の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する場合 使用料に相当する額</u></p> <p>ア <u>市又は委員会が使用する場合</u></p> <p>イ <u>主に障害者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>ウ <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する場合 使用料の5割に相当する額</u></p> <p>ア <u>主に中学生以下の者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>イ <u>主に65歳以上の高齢者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>ウ <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p>

改正後	改正前
	<p>(3) 次のいずれかに該当する場合 使用料の3割に相当する額</p> <p>ア サークル登録団体が使用する場合</p> <p>イ 社会教育関係団体が使用する場合</p> <p>ウ 地域で活動する団体が使用する場合</p> <p>エ その他委員会が特に必要と認めた場合</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、門真市立公民館使用料減免申請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあつては、これを省略することができる。</p> <p>3 委員会は、使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第9条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責めによらない事由により公民館を使用できなくなつたとき。</p> <p>(2) 使用者が公民館の使用予定日前10日までに使用の辞退を申し出たとき。</p> <p>(3) その他委員会において相当の理由があると認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、門真市立公民館使用料還付申請書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。</p>
第7条 略	第9条 略
第8条 略	第10条 略
第9条 略	第11条 略
第10条 略	第12条 略
第11条 略	第13条 略

様式第3号及び様式第4号を削り、様式第2号の2を様式第3号とする。

(門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則の一部改正)

第4条 門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則（昭和51年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可)</p> <p>第4条 委員会は、施設の使用を許可したときは、許可書（様式第2号）を交付するものとする。<u>この場合において、委員会は、市長が使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p>	<p>(使用許可)</p> <p>第4条 委員会は、施設の使用を許可したときは、許可書（様式第2号）を交付するものとする。_____</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第6条 使用者は、第4条第1項の規定による許可書の交付を受けたときは、使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は、徴収すべき使用料について、条例第7条の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合 <u>使用料に相当する額</u></p> <p>ア <u>本市若しくは委員会が主催し、又は共催する行事のため使用する場合</u></p> <p>イ <u>主に障害者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>ウ <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合 <u>使用料の5割に相当する額</u></p> <p>ア <u>主に中学生以下の者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>イ <u>主に65歳以上の高齢者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>ウ <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合 <u>使用料</u></p>

改正後	改正前
	<u>の3割に相当する額</u> <u>ア 社会教育関係団体が主催する行事のため使用する場合</u> <u>イ 地域で活動する団体が主催する行事のため使用する場合</u> <u>ウ その他委員会が特に必要と認めた場合</u> 2 <u>使用料の減額又は免除を受けようとする者は、門真市立小・中学校施設設備使用料減免申請書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第1号アに掲げる場合にあっては、これを省略することができる。</u> 3 <u>委員会は、使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u>
<u>第6条</u> 略	<u>第8条</u> 略
<u>第7条</u> 略	<u>第9条</u> 略
<u>第8条</u> 略	<u>第10条</u> 略
<u>第9条</u> 略	<u>第11条</u> 略

様式第4号を削る。

（門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正）

第5条 門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>（通園バスの申請等）</u> 第14条の6 <u>通園バスの使用を希望する園児の保護者は、あらかじめ通園バス使用申請書（様式第2号の4）により、園長を經由して委員会に申請しなければならない。</u> 2 <u>委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、通園バスの使用の可否を決定するものとする。</u> 3 <u>委員会は、前項の規定により通園バスの使用を許可したときは、当該園児の保護者</u>

改正後	改正前
<p>(通園バスの申請等)</p> <p>第15条 通園バスの使用を希望する園児の保護者は、あらかじめ通園バス使用申請書(様式第3号)により、園長を経由して委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、通園バスの使用の可否を決定するものとする。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により通園バスの使用を許可したときは、当該園児の保護者に通園バス使用許可書(様式第4号)を交付しなければならない。</p> <p>(通園バスの使用の休止等)</p>	<p>に通園バス使用許可書(様式第2号の5)を交付しなければならない。</p> <p>(通園バスの使用の休止等)</p> <p>第14条の7 保護者は、園児が長期にわたり通園バスを使用しないとき又は通園バスの使用を止めるときは、通園バス使用(休止・中止)届出書(様式第2号の6)により、園長を経由して委員会に届け出なければならない。</p> <p>(保育料等の納付)</p> <p>第15条 入園料、保育料又は通園バス使用料(以下「保育料等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに納付しなければならない。</p> <p>(1) 入園料 入園の日から10日以内</p> <p>(2) 保育料及び通園バス使用料 毎月10日。ただし、4月分又は月の中途において入園した場合若しくは通園バスの使用を開始した場合については、委員会が別に定める日</p> <p>2 月の中途において入園し、又は退園する場合の保育料は、当該月分の全額を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、通園バス使用料について準用する。</p> <p>(時間外教育に係る利用料の納付)</p> <p>第15条の2 時間外教育に係る利用料は、当月分を翌月の20日までに納付しなければならない。</p> <p>(督促)</p> <p>第15条の3 園長は、保育料、時間外教育に係る利用料又は通園バス使用料を納期限までに納付しない者があるときは、納付の督促をし、速やかに完納させるよう努めなければならない。</p> <p>(保育料等の減免)</p>

改正後	改正前
<p>第16条 保護者は、園児が長期にわたり通園バスを使用しないとき又は通園バスの使用を止めるときは、通園バス使用（休止・中止）届出書（様式第5号）により、園長を経由して委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第16条 条例第11条に規定する事由により保育料等を減額し、又は免除する場合の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 園児の属する世帯の所得の状況に応じて保育料等（通園バス使用料を除く。以下この号及び別表において同じ。）を減額し、又は免除する場合は、別表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ同表の保育料等の減免額の欄に定める額とする。</p> <p>(2) 同一世帯から2人以上の幼児が幼稚園に就園していることにより保育料を減額する場合は、当該幼児のうち、最も年齢の低い幼児（当該幼児が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）の保育料につき、月額1,000円とする。</p> <p>(3) 園児の病気又は災害等特別の事情により保育料等を減額し、又は免除する場合は、保育料等の全額又は半額とし、期間は6月以内とする。ただし、届出により園児が休園する場合にあつては、9月以内とする。</p> <p>(4) 通園バスの使用状況に応じて通園バス使用料を減額する場合（1月を単位として通園バスを片道のみ使用するときに限る。）は、通園バス使用料の半額とする。</p> <p>(5) 委員会が特別の理由があると認めるときは、委員会が必要と認める額とする。</p> <p>2 保育料等の減額又は免除を受けようとする保護者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に委員会が指定する書類を添えて、園長を経由して委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号による保育料等の減額又は免除の場合 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）</p> <p>(2) 前項第2号による保育料の減額の場合 保育料減額申請書（様式第3号の2）</p> <p>(3) 前項第3号から第5号までによる保育料等の減額又は免除の場合 保育料等減免申請書（様式第4号）</p> <p>3 園長は、前項第3号に規定する申請書を</p>

改正後	改正前
	<p>受けたとき（条例第11条第3号に規定する事由によるものを除く。）は、意見書を添えて、速やかに委員会に送付しなければならない。</p> <p>4 委員会は、園長から第2項に規定する調書又は申請書の送付を受けたときは、その可否及び減額又は免除の金額を決定し、保育料等減免通知書（様式第5号）により、当該保護者に通知するものとする。</p>

別表を削る。

様式第2号の4から様式第2号の6までを削り、様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第15条関係）

通園バス使用申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

住 所
保護者氏名
連絡先 () ⑩

下記の園児に通園バスを使用させたいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな		
園児名		
幼稚園名	幼稚園（ 歳児）	
使用期間	年 月 ～ 年 月（8月を除く。）	
希望停留所		
緊急連絡先 （※必ず日 中に連絡が 取れる連絡 先をご記入 ください。）	1	氏名： 続柄： 電話（自宅・勤務先・携帯）： ()
	2	氏名： 続柄： 電話（自宅・勤務先・携帯）： ()
	3	氏名： 続柄： 電話（自宅・勤務先・携帯）： ()

様式第3号の2を削り、様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第15条関係）

通園バス使用許可書

保護者氏名	
園児名	
幼稚園名	幼稚園（ 歳児）
使用期間	年 月 ～ 年 月（8月を除く。）
使用停留所	

上記園児の通園バスの使用を許可します。

年 月 日

門真市教育委員会 印

1. 自宅から指定されたバス停留所までの送迎は、保護者の責任で行ってください。
2. 指定されたバス停留所以外の場所では、乗降できません。
3. 時間外教育を利用したときは、保護者等が幼稚園に直接園児を迎えに来てください。
4. バス使用料を3か月分滞納された場合は、バスの使用を停止させていただきます。
5. その他、管理上必要な指示に従ってください。

様式第5号（第16条関係）

通園バス使用（休止・中止）届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

住 所
保護者名

印

下記の理由により、通園バスの使用を（休止・中止）させていただきたくお願いいたします。

記

園児名	
幼稚園名	幼稚園（ 歳児）
休止期間 （休止の場合のみ）	年 月 日 ～ 年 月 日
休止又は中止の理由	

(門真市奨学条例施行規則の一部改正)

第6条 門真市奨学条例施行規則（平成5年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(決定通知)</p> <p>第7条 委員会は、奨学生を決定したときは、門真市奨学生決定通知書（様式第2号）により出願者及び在学学校長に通知するものとする。<u>この場合において、委員会は、門真市奨学金の支給時期等に関する規則（平成26年門真市規則第 号）第2条第1項に基づく支給期間を門真市奨学生決定通知書に記入するものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(決定通知)</p> <p>第7条 委員会は、奨学生を決定したときは、門真市奨学生決定通知書（様式第2号）により出願者及び在学学校長に通知するものとする。 _____</p> <p>2 略</p> <p><u>(支給期間等)</u></p> <p>第9条 奨学金は、願書の受付年度の翌年度の4月（以下「修業年限の始期」という。）から第3学年を終了する年度の3月まで支給する。ただし、その者に係る修業年限の始期から3年間を限度とする。</p> <p>2 奨学金は、上半期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）の分を9月末日までに、下半期（10月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の分を3月末日までに直接奨学生に支給する。</p>
<p>第9条 略</p> <p><u>(資格喪失の通知)</u></p> <p>第10条 委員会は、条例第6条の規定により奨学生の資格喪失を決定したときは、門真市奨学生資格喪失通知書（様式第5号）により当該奨学生及び在学学校長に通知するものとする。<u>この場合において、委員会は、市長が奨学金の支給決定の取消時期を決定したときは、その旨を門真市奨学生資格喪失通知書に記入するものとする。</u></p>	<p>第10条 略</p> <p><u>(資格喪失等の通知)</u></p> <p>第11条 委員会は、条例第6条の規定により奨学生の資格喪失を決定し、又は条例第7条の規定により奨学金の支給を停止したときは、門真市奨学生資格喪失等通知書（様式第5号）又は門真市奨学金支給停止通知書（様式第6号）により当該奨学生及び在学学校長に通知するものとする。 _____</p>

改正後	改正前
<u>第11条</u> 略	<hr/> <u>第12条</u> 略

様式第2号（第7条関係）

略

門真市奨学生決定通知書

あなたを、下記のとおり本市奨学生として決定しましたので通知します。

略

2 支給期間

年 月から

年 月まで

略

様式第2号（第7条関係）

略

門真市奨学生決定通知書

下記のとおり本市奨学生とし、奨学金の支給を決定しましたので通知します。

略

2 給付期間

年 月から

年 月まで

略

様式第4号 (第9条関係)

略

門真市奨学生異動等届出書

略

様式第4号 (第10条関係)

略

門真市奨学生異動等届出書

略

様式第5号（第10条関係）

略

門真市奨学生資格喪失通知書

あなたは、下記の理由により本市奨学生としての資格を喪失されましたので通知します。

略

様式第5号（第11条関係）

略

門真市奨学生資格喪失等通知書

あなたは、下記の理由により本市奨学生としての資格を喪失されました。

つきましては、下記のとおり奨学金の支給決定を取り消しますので通知します。

略

(門真市立青少年運動広場条例施行規則の一部改正)

第7条 門真市立青少年運動広場条例施行規則(平成18年門真市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
	<p style="text-align: center;">(利用料金の還付)</p> <p>第14条 条例第13条第4項ただし書の教育委員会規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。ただし、照明設備利用料金については、未利用分は全額還付とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">還付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者が利用予定日 10日前までに利用の 辞退をした場合</td> <td>既納の利用料金に 相当する額</td> </tr> <tr> <td>利用者が利用予定日 の前日までに利用の 辞退をした場合</td> <td>既納の利用料金の 5割に相当する額</td> </tr> <tr> <td>天災その他利用者の 責めによらない理由 により、利用できなく なった場合</td> <td>既納の利用料金に 相当する額</td> </tr> <tr> <td>指定管理者が特に必 要があると認めた場 合</td> <td>指定管理者が必要 と認める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用料金の還付を受けようとする者は、 利用予定日の属する月の翌月の10日以降に 門真市立青少年運動広場利用料金還付申請 書(様式第5号)を指定管理者に提出しな なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(利用料金の減免)</p> <p>第15条 条例第13条第5項の教育委員会規則 で定める基準は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 本市又は委員会が主催し、又は共催す る行事のため利用する場合</p> <p>(2) 社会教育関係団体が主催する行事のた め利用する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が 特に利用料金を減免することが適当と認 める場合</p> <p>2 利用料金の減額又は免除を受けようとす</p>	区分	還付額	利用者が利用予定日 10日前までに利用の 辞退をした場合	既納の利用料金に 相当する額	利用者が利用予定日 の前日までに利用の 辞退をした場合	既納の利用料金の 5割に相当する額	天災その他利用者の 責めによらない理由 により、利用できなく なった場合	既納の利用料金に 相当する額	指定管理者が特に必 要があると認めた場 合	指定管理者が必要 と認める額
区分	還付額										
利用者が利用予定日 10日前までに利用の 辞退をした場合	既納の利用料金に 相当する額										
利用者が利用予定日 の前日までに利用の 辞退をした場合	既納の利用料金の 5割に相当する額										
天災その他利用者の 責めによらない理由 により、利用できなく なった場合	既納の利用料金に 相当する額										
指定管理者が特に必 要があると認めた場 合	指定管理者が必要 と認める額										

改正後	改正前								
<p>第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(委員会による管理の特例に係る手続の準用)</p> <p>2 第3条、第4条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条、第10条及び第12条の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が運動広場の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 70%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8条、第10条、第12条</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		第8条、第10条、第12条	略	<p>る者は、あらかじめ門真市立青少年運動広場利用料金減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号の場合にあつては、これを省略することができる。</p> <p>第16条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(委員会による管理の特例に係る手続の準用)</p> <p>2 第3条、第4条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条、第10条、第12条、第14条及び第15条第2項の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が運動広場の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 70%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8条、第10条、第12条、第14条、第15条第2項</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		第8条、第10条、第12条、第14条、第15条第2項	略
略									
第8条、第10条、第12条	略								
略									
第8条、第10条、第12条、第14条、第15条第2項	略								

様式第5号及び様式第6号を削る。

(門真市立テニスコート条例施行規則の一部改正)

第8条 門真市立テニスコート条例施行規則(平成18年門真市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
	<p style="text-align: center;">(利用料金の還付)</p> <p>第12条 条例第11条第4項ただし書の教育委員会規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。ただし、照明設備利用料金については、未利用分は全額還付とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">還付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者が利用予定日10日前までに利用の</td> <td style="text-align: center;">既納の利用料金に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	還付額	利用者が利用予定日10日前までに利用の	既納の利用料金に相当する額
区分	還付額				
利用者が利用予定日10日前までに利用の	既納の利用料金に相当する額				

改正後	改正前		
	辞退をした場合		
	利用者が利用予定日の前日までに利用の	既納の利用料金の5割に相当する額	
	辞退をした場合		
	天災その他利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合	既納の利用料金に相当する額	
	指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額	
	第12条 略	<p>2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立テニスコート利用料金還付申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>（利用料金の減免）</p>	<p>2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立テニスコート利用料金還付申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。</p>
	<p>附 則</p> <p>（委員会による管理の特例に係る手続の準用）</p> <p>2 第3条、第4条第2項、第6条第1項、第7条第1項、第8条、第9条及び第11条</p>		
	<p>附 則</p> <p>（委員会による管理の特例に係る手続の準用）</p> <p>2 第3条、第4条第2項、第6条第1項、第7条第1項、第8条、第9条、第11条、</p>	<p>第14条 略</p>	

改正後	改正前								
<p>の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が運動広場の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: center;">) 略</td> </tr> <tr> <td>第8条、第9条、第11条</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>) 略	第8条、第9条、第11条	略	<p>第12条及び第13条第2項の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が運動広場の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: center;">) 略</td> </tr> <tr> <td>第8条、第9条、第11条、<u>第12条、第13条第2項</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>) 略	第8条、第9条、第11条、 <u>第12条、第13条第2項</u>	略
) 略								
第8条、第9条、第11条	略								
) 略								
第8条、第9条、第11条、 <u>第12条、第13条第2項</u>	略								

様式第5号及び様式第6号を削る。

(門真市教育センター条例施行規則の一部改正)

第9条 門真市教育センター条例施行規則（平成18年門真市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可書の交付等)</p> <p>第5条 委員会は、センターの使用を許可したときは、申請者に門真市教育センター使用許可・変更許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。<u>この場合において、委員会は、市長が使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第9条 削除</p>	<p>(使用許可書の交付等)</p> <p>第5条 委員会は、センターの使用を許可したときは、申請者に門真市教育センター使用許可・変更許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。_____</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>使用者は、変更許可により使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>使用料に相当する額</u></p> <p><u>ア 本市若しくは委員会が使用する場合</u></p> <p><u>イ 主に障害者で構成される団体が使用</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第10条</u> <u>削除</u></p>	<p>する<u>場合</u></p> <p><u>ウ</u> <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p><u>(2)</u> <u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>使用料の5割に相当する額</u></p> <p><u>ア</u> <u>教育研究団体が使用する場合</u></p> <p><u>イ</u> <u>主に中学生以下の者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p><u>ウ</u> <u>主に65歳以上の高齢者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p><u>エ</u> <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p><u>(3)</u> <u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>使用料の3割に相当する額</u></p> <p><u>ア</u> <u>サークル登録団体が使用する場合</u></p> <p><u>イ</u> <u>社会教育関係団体が使用する場合</u></p> <p><u>ウ</u> <u>地域で活動する団体が使用する場合</u></p> <p><u>エ</u> <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p><u>2</u> <u>使用料の減額又は免除を受けようとする者は、門真市教育センター使用料減免申請書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあつては、これを省略することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>委員会は、使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第10条</u> <u>条例第10条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付できる特別の理由とは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1)</u> <u>使用者がセンターを使用しようとする日前7日までに使用の辞退を申し出たとき。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>前号に掲げるもののほか、委員会が相当の理由があると認めたとき。</u></p> <p><u>2</u> <u>使用料の還付を受けようとする者は、門真市教育センター使用料還付申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(汚損等の届出)</p> <p>第16条 使用者は、センターの建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市教育センター建物等汚損等届(様式第4号)を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。</p>	<p>(汚損等の届出)</p> <p>第16条 使用者は、センターの建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市教育センター建物等汚損等届(様式第6号)を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。</p>

様式第4号及び様式第5号を削り、様式第6号を様式第4号とする。

(門真市民文化会館条例施行規則の一部改正)

第10条 門真市民文化会館条例施行規則(平成23年門真市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用内容の変更)</p> <p>第6条 1～3 略</p> <p>第12条 削除</p> <p>第20条 略</p> <p>附 則 (委員会による管理の特例に係る手続の準用)</p> <p>2 第2条、第4条、第5条第1項、第6条(第4項を除く。)、第8条、第10条、第</p>	<p>(利用内容の変更)</p> <p>第6条 1～3 略 4 <u>利用者は、前項の許可により利用料金に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(附属設備等の利用料金)</u></p> <p>第12条 <u>条例別表第1号の規則で定める額は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(利用料金の還付の基準)</u></p> <p>第20条 <u>条例第14条第4項ただし書の委員会規則で定める基準は、別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>利用料金の還付を受けようとする者は、門真市民文化会館利用料金還付申請書(様式第9号)を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>第21条 略</p> <p>附 則 (委員会による管理の特例に係る手続の準用)</p> <p>2 第2条、第4条、第5条第1項、第6条(第4項を除く。)、第8条、第10条、第</p>

改正後	改正前								
<p>11条、第13条第1項及び第2項、第14条、第15条及び第18条の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が会館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10条、第11条、第13条第1項及び第2項、第14条、第15条、第18条</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	第10条、第11条、第13条第1項及び第2項、第14条、第15条、第18条	略	<p>11条、第13条第1項及び第2項、第14条、第15条、<u>第18条及び第20条第2項</u>の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が会館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10条、第11条、第13条第1項及び第2項、第14条、第15条、第18条、<u>第20条第2項</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	第10条、第11条、第13条第1項及び第2項、第14条、第15条、第18条、 <u>第20条第2項</u>	略
略	略								
第10条、第11条、第13条第1項及び第2項、第14条、第15条、第18条	略								
略	略								
第10条、第11条、第13条第1項及び第2項、第14条、第15条、第18条、 <u>第20条第2項</u>	略								

別表第1及び別表第2を削る。

様式第9号を削る。

(門真市立市民交流会館条例施行規則の一部改正)

第11条 門真市立市民交流会館条例施行規則（平成23年門真市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用許可書の交付等)</p> <p>第4条 指定管理者は、交流会館の利用を許可したときは、申請者に門真市立市民交流会館利用許可・変更許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。<u>この場合において、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(利用許可書の交付等)</p> <p>第4条 指定管理者は、交流会館の利用を許可したときは、申請者に門真市立市民交流会館利用許可・変更許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。 _____</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>利用者は、変更許可により利用料金（条例第3条第3号に規定する利用料金をいう。以下同じ。）に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(利用料金の還付の基準)</p> <p>第15条 <u>条例第13条第4項ただし書の委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還</u></p>

改正後	改正前				
<p data-bbox="156 1429 319 1462">第15条 略</p> <p data-bbox="252 1518 347 1552">附 則</p> <p data-bbox="204 1563 802 1641">(委員会による管理の特例に係る手続の準用)</p> <p data-bbox="164 1653 802 2011">2 第2条、第3条、第4条第1項、第5条、第7条、第9条、第10条及び第13条の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が交流会館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 2022 770 2060"> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </table>		略	<p data-bbox="834 192 1313 226">付することができることとする。</p> <p data-bbox="834 237 1442 360">(1) 利用者が、利用予定日前7日までに交流会館の利用の辞退を申し出た場合 既納の利用料金に相当する額</p> <p data-bbox="834 371 1442 551">(2) 天災その他利用者の責めに帰することのできない理由により交流会館が利用できない場合で指定管理者が適当と認めるとき 既納の利用料金に相当する額</p> <p data-bbox="810 562 1442 730">2 利用料金の還付を受けようとする者は、門真市立市民交流会館利用料金還付申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="850 786 1201 819">(利用料金の減免の基準)</p> <p data-bbox="802 831 1442 1043">第16条 条例第13条第5項の委員会規則で定める基準は、利用者間の均衡を失しない範囲内において、指定管理者が特に必要があると認めて委員会の承認を受けた場合とする。</p> <p data-bbox="810 1055 1442 1223">2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、門真市立市民交流会館利用料金減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="810 1234 1442 1368">3 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</p> <p data-bbox="802 1424 962 1458">第17条 略</p> <p data-bbox="898 1514 994 1547">附 則</p> <p data-bbox="850 1559 1442 1637">(委員会による管理の特例に係る手続の準用)</p> <p data-bbox="810 1648 1442 2007">2 第2条、第3条、第4条第1項、第5条、第7条、第9条、第10条、第13条、第15条及び第16条の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が交流会館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 2018 1417 2051"> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </table>		略
	略				
	略				

改正後			改正前		
第4条第1項	指定管理者は、 <u>交流会館</u>	委員会は、 <u>交流会館</u>	第4条第1項	指定管理者	委員会
	指定管理者は、 <u>利用料金</u>	委員会は、 <u>市長が利用料金</u>			
第4条第3項	指定管理者	委員会			
略			略		
第7条、第9条、第10条、第13条	略		第7条、第9条、第10条、第13条、第15条	略	
			第16条第1項	指定管理者	委員会
				認めて委員会 の承認を受け た	認めた
			第16条第2項 及び第3項	指定管理者	委員会

様式第5号及び様式第6号を削る。

(門真市文化芸術振興審議会規則の一部改正)

第12条 門真市文化芸術振興審議会規則（平成23年門真市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課</u> において行う。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会事務局生涯学習部地域教育文化課</u> において行う。

(門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の一部改正)

第13条 門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則（平成24年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開場時間) 第2条 門真市立旧第六中学校運動広場（以下「運動広場」という。）の開場時間は、 <u>次の表</u> のとおりとする。ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。	(開場時間) 第2条 門真市立旧第六中学校運動広場（以下「運動広場」という。）の開場時間は、 <u>次の表</u> のとおりとする。ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

改正後	改正前
略	略
<p>(使用許可書の交付等)</p> <p>第10条 委員会は、運動広場の使用を許可したときは、申請者に門真市立旧第六中学校運動広場使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。<u>この場合において、委員会は、市長が使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p>	<p>(使用許可書の交付等)</p> <p>第10条 委員会は、運動広場の使用を許可したときは、申請者に門真市立旧第六中学校運動広場使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。_____</p>
2～4 略	2～4 略
第11条 削除	<p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 条例第6条第2項ただし書の委員会が特に必要と認めるときとは、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>予約システムによる使用許可者が次に掲げる方法により使用料を納付する場合</u></p> <p>ア <u>口座振替による方法</u></p> <p>イ <u>使用の開始前に納付する方法</u></p> <p>(2) <u>グラウンド照明設備を使用した後に、グラウンド照明設備使用料を納付する場合</u></p> <p>(使用料の減免)</p>
第12条 削除	<p>第12条 委員会は、徴収すべき使用料について、条例第7条の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合 <u>使用料に相当する額</u></p> <p>ア <u>本市若しくは委員会が主催し、又は共催する行事のため使用する場合</u></p> <p>イ <u>主に障害者で構成される団体が使用する場合</u></p> <p>ウ <u>その他委員会が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合 <u>使用料の5割に相当する額</u></p> <p>ア <u>主に中学生以下の者で構成される団体が使用する場合</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="156 1245 347 1279"><u>第13条</u> 削除</p> <p data-bbox="209 1980 392 2013">(使用の辞退)</p> <p data-bbox="156 2024 799 2058"><u>第15条</u> 使用者が運動広場の使用を辞退しよ</p>	<p data-bbox="868 192 1449 271"><u>イ</u> 主に65歳以上の高齢者で構成される 団体が使用する場合</p> <p data-bbox="868 282 1449 360"><u>ウ</u> その他委員会が特に必要と認めた場 合</p> <p data-bbox="831 371 1449 450">(3) 次のいずれかに該当する場合 使用料 の3割に相当する額</p> <p data-bbox="868 461 1449 539"><u>ア</u> 社会教育関係団体が主催する行事の ため使用する場合</p> <p data-bbox="868 551 1449 629"><u>イ</u> 地域で活動する団体が主催する行事 のため使用する場合</p> <p data-bbox="868 640 1449 719"><u>ウ</u> その他委員会が特に必要と認めた場 合</p> <p data-bbox="807 730 1449 999">2 使用料の減額又は免除を受けようとする 者は、門真市立旧第六中学校運動広場使用 料減免申請書（様式第3号）を委員会に提 出しなければならない。ただし、前項第1 号アに掲げる場合にあつては、これを省略 することができる。</p> <p data-bbox="807 1010 1449 1144">3 委員会は、使用料を減額し、又は免除し たときは、前条の許可書にその旨を記入し て交付するものとする。</p> <p data-bbox="852 1200 1070 1234">(使用料の還付)</p> <p data-bbox="807 1245 1449 1413"><u>第13条</u> 条例第8条ただし書の規定により使 用料の全部又は一部を還付できる場合は、 次の各号のいずれかに該当する場合とす る。</p> <p data-bbox="831 1424 1449 1559">(1) 天災その他の使用者の責めによらない 理由により運動広場を使用できなくなっ た場合</p> <p data-bbox="831 1570 1449 1648">(2) 使用者が運動広場の使用予定日前10日 までに使用の辞退を申し出た場合</p> <p data-bbox="831 1659 1449 1738">(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が 相当の理由があると認めた場合</p> <p data-bbox="807 1749 1449 1928">2 使用料の還付を受けようとする者は、門 真市立旧第六中学校運動広場使用料還付申 請書（様式第4号）を委員会に提出しなけ ればならない。</p> <p data-bbox="852 1980 1038 2013">(使用の辞退)</p> <p data-bbox="807 2024 1449 2058"><u>第15条</u> 使用者が運動広場の使用を辞退しよ</p>

改正後	改正前										
<p><u>第18条</u> 削除</p>	<p><u>第18条</u> 条例第18条第4項ただし書の教育委員会規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="836 322 1417 927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>還付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者が利用予定日の10日前までに利用の辞退をした場合</td> <td>既納の利用料金に相当する額</td> </tr> <tr> <td>利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退をした場合</td> <td>既納の利用料金の5割に相当する額</td> </tr> <tr> <td>災害その他利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合</td> <td>既納の利用料金に相当する額</td> </tr> <tr> <td>指定管理者が特に必要と認めた場合</td> <td>指定管理者が必要と認める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金還付申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>（利用料金の減免）</p>	区分	還付額	利用者が利用予定日の10日前までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金に相当する額	利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金の5割に相当する額	災害その他利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合	既納の利用料金に相当する額	指定管理者が特に必要と認めた場合	指定管理者が必要と認める額
区分	還付額										
利用者が利用予定日の10日前までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金に相当する額										
利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金の5割に相当する額										
災害その他利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合	既納の利用料金に相当する額										
指定管理者が特に必要と認めた場合	指定管理者が必要と認める額										
<p><u>第19条</u> 削除</p>	<p><u>第19条</u> 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第18条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額</p> <p>ア 市又は委員会が利用する場合</p> <p>イ 条例第10条第1号又は第2号に掲げるものが利用する場合</p> <p>ウ 主に障害者で構成される団体が利用する場合</p> <p>エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額</p> <p>ア 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合</p>										

改正後	改正前
	<p><u>イ</u> <u>その他指定管理者が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>利用料金の3割に相当する額</u></p> <p><u>ア</u> <u>サークル登録団体が利用する場合</u></p> <p><u>イ</u> <u>社会教育関係団体が利用する場合</u></p> <p><u>ウ</u> <u>地域で活動する団体が利用する場合</u></p> <p><u>エ</u> <u>その他指定管理者が特に必要と認めた場合</u></p> <p>2 <u>利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金減免申請書（様式第7号。以下「減免申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあっては、これを省略することができる。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前2項の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合は、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p> <p><u>(附属設備等の利用料金)</u></p>
<p><u>第20条</u> <u>削除</u></p>	<p><u>第20条</u> <u>条例別表第1第2号の教育委員会規則で定める額は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p>
<p><u>第24条</u> <u>削除</u></p>	<p><u>第24条</u> <u>指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第23条において準用する条例第18条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>利用料金に相当する額</u></p> <p><u>ア</u> <u>市又は委員会が利用する場合</u></p> <p><u>イ</u> <u>主に障害者で構成される団体が利用する場合</u></p> <p><u>ウ</u> <u>その他指定管理者が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>利用料金の5割に相当する額</u></p>

改正後	改正前														
<p>(準用)</p> <p>第25条 第3条及び第6条から第16条までの規定は、センターについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 1563 748 1608"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>ア <u>主に中学生以下の者で構成される団体が利用する場合</u></p> <p>イ <u>主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合</u></p> <p>ウ <u>その他指定管理者が特に必要と認めた場合</u></p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額</u></p> <p>ア <u>サークル登録団体が利用する場合</u></p> <p>イ <u>社会教育関係団体が利用する場合</u></p> <p>ウ <u>地域で活動する団体が利用する場合</u></p> <p>エ <u>その他指定管理者が特に必要と認めた場合</u></p> <p>2 <u>利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあつては、これを省略することができる。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前2項の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合は、許可書にその旨を記入して交付するものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第25条 第3条及び第6条から第18条までの規定は、センターについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="837 1563 1414 2065"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第17条</td> <td>条例第18条第2項ただし書</td> <td>条例第23条において準用する条例第18条第2項ただし書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第18条第1項</td> <td>条例第18条第4項ただし書</td> <td>条例第23条において準用する条例第18条第4項ただし書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略			第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第23条において準用する条例第18条第2項ただし書			第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第23条において準用する条例第18条第4項ただし書		
略															
略															
第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第23条において準用する条例第18条第2項ただし書													
第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第23条において準用する条例第18条第4項ただし書													

改正後	改正前													
<p>(準用)</p> <p>第31条 第3条、第7条、第9条から第12条まで及び第16条の規定は、体育館について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 551 748 600"> <tr> <td style="text-align: center;">〃 略</td> </tr> </table>	〃 略	<p>(準用)</p> <p>第31条 第3条、第7条、第9条から第12条まで、<u>第16条から第18条まで及び第24条</u>の規定は、体育館について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="852 551 1391 1111"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〃 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 600 1034 831">第17条</td> <td data-bbox="1034 600 1216 831">条例第18条第2項ただし書</td> <td data-bbox="1216 600 1391 831">条例第28条において準用する条例第18条第2項ただし書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 831 1034 1061">第18条第1項</td> <td data-bbox="1034 831 1216 1061">条例第18条第4項ただし書</td> <td data-bbox="1216 831 1391 1061">条例第28条において準用する条例第18条第4項ただし書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1061 1034 1111">第24条</td> <td data-bbox="1034 1061 1216 1111">条例第23条</td> <td data-bbox="1216 1061 1391 1111">条例第28条</td> </tr> </table>	〃 略			第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第28条において準用する条例第18条第2項ただし書	第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第28条において準用する条例第18条第4項ただし書	第24条	条例第23条	条例第28条
〃 略														
〃 略														
第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第28条において準用する条例第18条第2項ただし書												
第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第28条において準用する条例第18条第4項ただし書												
第24条	条例第23条	条例第28条												
<p>(準用)</p> <p>第35条 第3条、第7条、第9条から第12条まで、<u>第16条、第29条及び第30条</u>までの規定は、門真市立門真市民プラザグラウンド（以下「グラウンド」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 1615 748 2074"> <tr> <td style="text-align: center;">〃 略</td> </tr> </table>	〃 略	<p>(準用)</p> <p>第35条 第3条、第7条、第9条から第12条まで、<u>第16条から第18条まで、第24条、第29条及び第30条</u>までの規定は、門真市立門真市民プラザグラウンド（以下「グラウンド」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="852 1615 1391 2074"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〃 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1664 1034 1895">第17条</td> <td data-bbox="1034 1664 1216 1895">条例第18条第2項ただし書</td> <td data-bbox="1216 1664 1391 1895">条例第33条において準用する条例第18条第2項ただし書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1895 1034 2074">第18条第1項</td> <td data-bbox="1034 1895 1216 2074">条例第18条第4項ただし書</td> <td data-bbox="1216 1895 1391 2074">条例第33条において準用する条例第18条第4</td> </tr> </table>	〃 略			第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第33条において準用する条例第18条第2項ただし書	第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第33条において準用する条例第18条第4			
〃 略														
〃 略														
第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第33条において準用する条例第18条第2項ただし書												
第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第33条において準用する条例第18条第4												

改正後		改正前		
				項ただし書
		第24条	条例第23条	条例第33条
) 略		
<p align="center">附 則</p> <p>(委員会による管理の特例に係る手続の準用)</p> <p>3 第2条、第3条、第4条第1項及び第3項、第7条(第2項を除く。)、第9条第1項、第11条、第12条、第15条、第21条、第22条第1項及び第2項、第26条、第27条(第4項を除く。)、第28条第2項、第32条並びに第33条第1項及び第2項の規定は、条例附則第3項の規定により委員会が指定管理施設の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p align="center">附 則</p> <p>(委員会による管理の特例に係る手続の準用)</p> <p>3 第2条、第3条、第4条第1項及び第3項、第7条(第2項を除く。)、第9条第1項、第11条、第12条、第15条、<u>第17条から第19条まで</u>、第21条、第22条第1項及び第2項、<u>第24条</u>、第26条、第27条(第4項を除く。)、第28条第2項、第32条並びに第33条第1項及び第2項の規定は、条例附則第3項の規定により委員会が指定管理施設の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
) 略) 略		
第7条(第2項を除く。)、第9条第1項、第11条、第12条、第15条、第21条、第22条第1項	略	第7条(第2項を除く。)、第9条第1項、第11条、第12条、第15条、 <u>第17条から第19条まで</u> 、第21条、第22条第1項	略	
) 略) 略		
第26条、第27条第1項及び第2項	略	<u>第24条</u> 、第26条、第27条第1項及び第2項	略	
) 略) 略		

別表第1を削る。

様式第6号及び様式第7号を削る。

(門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正する規

則)

第15条 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関	名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
く 略						く 略					
門真市子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1)～(2) 略	又又は任命の日から当該事業者の選定を終了する時まで	生涯学習部生涯学習課	門真市子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1)～(2) 略	又又は任命の日から当該事業者の選定を終了する時まで	生涯学習部地域教育文化課
門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	委員長 副委員長	10人以内	(1)～(7) 略	の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	生涯学習部生涯学習課	門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	委員長 副委員長	10人以内	(1)～(7) 略	の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	生涯学習部地域教育文化課
門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	7人以内	(1)～(2) 略	2年	生涯学習部生涯学習課	門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	7人以内	(1)～(2) 略	2年	生涯学習部地域教育文化課
門真市めざせ世界へはばたけ事業	委員長 副委員長	8人以内	(1)～(2) 略	2年	生涯学習部生涯学習課	門真市めざせ世界へはばたけ事業	委員長 副委員長	8人以内	(1)～(2) 略	2年	生涯学習部地域教育文化課

改正後					改正前				
推進委員会					推進委員会				課
(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会	略				(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会	略			
門真市子ども・子育て会議	委員20人以内	(1) 学識経験者	2年	こども未来部こども政策課					
		(2) 医療団体を代表する者							
		(3) 地域福祉団体等を代表する者							
		(4) 市民団体を代表する者							
		(5) 保護者の代表							
		(6) 事業者を代表する者							
		(7) 労働者を代表する者							
		(8) 子育て関係事業の実施に関係のある者							
		(9) 市民の代表							
		(10) 関係行政機関の							

改正後					改正前				
			職員						
門真市	委員	5人	(1) 学識経	委嘱又	こど				
立放課	長	以内	験者	は任命	も未				
後児童	副委		(2) 市民団	の日か	来部				
クラブ	員長		体を代表	ら当該	子育				
運営事			する者	委託事	て支				
業委託			(3) 本市の	業者の	援課				
事業者			職員	選定を					
選定委				終了す					
員会				る時ま					
				で					
門真市	委員	5人	(1) 学識経	委嘱又	生涯				
民文化	長	以内	験者	は任命	学習				
会館大	副委		(2) 当該施	の日か	部生				
規模改	員長		設を代表	ら当該	涯学				
修計画			する者	委託事	習課				
策定業			(3) 本市の	業者の					
務委託			職員	選定を					
事業者				終了す					
選定委				る時ま					
員会				で					
門真市	委員	8人	(1) 学識経	委嘱又	生涯				
子ども	長	以内	験者	は任命	学習				
読書活	副委		(2) 門真市	の日か	部図				
動推進	員長		P T A協	ら当該	書館				
計画審			議会を代	諮問に					
議会			表する者	係る答					
			(3) 門真市	申が終					
			社会教育	了する					
			委員を代	時まで					
			表する者						
			(4) 門真市						
			図書館協						
			議会を代						
			表する者						
			(5) 本市の						
			職員						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に門真市附属機関に関する条例施行規則（平成25年門真市規則第16号。以下「附属機関規則」という。）の規定により門真市子ども・子育て会議の委員に委嘱されている者は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の規定により門真市教育委員会から委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同規則別表の任期の欄に掲げる任期に関わらず、附属機関規則の規定に基づく委員としての残任期間とする。
- 3 この規則の施行の際現に附属機関規則の規定により定められた委員長又は副委員長である者は、この規則の施行の日に、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第4条第1項の規定により委員長又は副委員長として定められた者とみなす。

議案第17号

門真市教育委員会文書管理規程及び門真市教育機関事務処理規程の一部改正について

門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）及び門真市教育機関事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会文書管理規程及び門真市教育機関事務処理規程の一部を改正する規程

(門真市教育委員会文書管理規程の一部改正)

第1条 門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）第2条の表に掲げる課、<u>門真市立図書館及び門真市立こども発達支援センター</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）第2条の表に掲げる課及び<u>門真市立図書館</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(印刷機による浄書手続)</p> <p>第9条 <u>学校教育部教育総務課の印刷機を利用して浄書しようとする場合は、印刷機使用申込書（別記様式）に浄書原稿を添えて、文書担当課長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>文書担当課長は前項の申込みがあった場合は、次の各号に掲げる事項について審査することができる。</u></p> <p>(1) <u>浄書の方法が適切であるか。</u></p> <p>(2) <u>書式、用字及び用語が適正であるか。</u></p> <p>(3) <u>委員会の公文例にあっているか。</u></p> <p>3 <u>前項の審査において文書担当課長は、印刷方法等について不適切と認めるときは、申込者等に対し変更若しくは修正を求め、又は返付することができる。</u></p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p>

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
種類	使用区分		文書記号	種類	使用区分		文書記号
） 略				） 略			
上記	） 略			上記	） 略		
以外 の文 書	生涯学	生涯学習課	門教生	生涯学	地域教育文化課	門教地	
	習部	） 略		習部	） 略		
	こども	こども政策課	門教政				
	未来部	子育て支援課	門教子				
		保育幼稚園課	門教保				
		門真市立こども発	門教こ				
		達支援センター					
備考 略				備考 略			

別記様式を削る。

（門真市教育機関事務処理規程の一部改正）

第2条 門真市教育機関事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市教育機関等事務処理規程</u>	<u>門真市教育機関事務処理規程</u>
（目的）	（目的）
第1条 この規程は、別に定めるもののほか、 <u>門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則</u> （平成18年門真市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる <u>教育機関等</u> （以下「 <u>教育機関等</u> 」という。）において処理する事務の執行に関し必要な事項を定め、明確な責任の下に合理的かつ能率的な事務の処理の確保を図ることを目的とする。	第1条 この規程は、別に定めるもののほか、 <u>門真市教育機関の事務分掌等に関する規則</u> （平成18年門真市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる <u>教育機関</u> （以下「 <u>教育機関</u> 」という。）において処理する事務の執行に関し必要な事項を定め、明確な責任の下に合理的かつ能率的な事務の処理の確保を図ることを目的とする。
（定義）	（定義）
第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について教育次長、部長、次長、課長、 <u>教育機関等の長</u> （門真市立幼稚園の園長及び門真市立保育園の園長を除く。第4号及び	第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について教育次長、部長、次長、課長、 <u>教育機関の長又は図書館長代理に、常時意思決定させることをいう。</u>

改正後	改正前
<p><u>第6号</u>において同じ。)又は図書館長代理に、常時意思決定させることをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 決定 最終の意思決定に至るまでの手続過程において、教育次長、部長、次長、課長、<u>教育機関等</u>の長又は図書館長代理が、その意思決定をすることをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 合議 最終の意思決定に至るまでの手続過程において、決裁又は専決を受けるべき事項の事務に関連する部長、次長、課長、課長補佐、<u>教育機関等</u>の長又は図書館長代理が、その意思決定に関与することをいう。</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(9) <u>教育機関等の長</u> 規則別表第1に掲げる長をいう。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 図書館長代理 規則第3条第3項の館長代理をいう。</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>園長</u> 規則別表第1に掲げる門真市立幼稚園の園長及び門真市立保育園の園長をいう。</p> <p>(14) <u>園長代理</u> 規則第3条第2項の門真市立幼稚園の園長代理及び規則第3条第3項の門真市立保育園の園長代理をいう。</p> <p>(15) <u>センター長</u> 規則別表第1に掲げる門真市立こども発達支援センターのセンター長をいう。</p> <p>(16) <u>センター長補佐</u> 規則第3条第2項の門真市立こども発達支援センターのセンター長補佐をいう。</p> <p>(17) 上席主任 規則第3条第3項の上席主任をいう。</p> <p>(18) 主任保育士 規則第3条第3項の主任保育士をいう。</p> <p>(19) 主任 規則第3条第3項の主任をいう。</p> <p>(20) スタッフ職 規則第3条第4項に規定する参事、副参事、主幹、上席主査及び</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 決定 最終の意思決定に至るまでの手続過程において、教育次長、部長、次長、課長、<u>教育機関</u>の長又は図書館長代理が、その意思決定をすることをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 合議 最終の意思決定に至るまでの手続過程において、決裁又は専決を受けるべき事項の事務に関連する部長、次長、課長、課長補佐、<u>教育機関</u>の長又は図書館長代理が、その意思決定に関与することをいう。</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(9) <u>教育機関の長</u> 規則別表第1に掲げる長をいう。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 図書館長代理 規則第3条第2項の館長代理をいう。</p> <p>(12) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(13) 上席主任 規則第3条第2項の上席主任をいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(14) 主任 規則第3条第2項の主任をいう。</p> <p>(15) スタッフ職 規則第3条第3項に規定する参事、副参事、主幹、上席主査及び</p>

改正後	改正前
<p>主査並びに特定の事務の処理を命じられた係員をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 <u>教育機関等</u>の長は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>図書館長代理、園長代理及びセンター長補佐</u>は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 上席主任及び主任保育士は、所属上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、自らも当該事務を処理する。</p> <p>4 略</p> <p>5 規則第3条第3項に規定する主査は、所属上司の命を受けて担当の事務を処理する。</p> <p>6 略</p>	<p>主査並びに特定の事務の処理を命じられた係員をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 <u>教育機関</u>の長は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>図書館長代理</u>は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 上席主任_____は、所属上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、自らも当該事務を処理する。</p> <p>4 略</p> <p>5 規則第3条第2項に規定する主査は、所属上司の命を受けて担当の事務を処理する。</p> <p>6 略</p>
<p>(<u>教育機関等の事務に係る専決</u>)</p> <p>第5条 <u>教育機関等(門真市立幼稚園及び門真市立保育園を除く。)</u>の専決事項については、門真市教育委員会事務局事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第3号)第5条、第6条及び別表の規定を適用する。この場合において、同規程第6条及び別表中「課長」とあるのは「<u>図書館長及びセンター長</u>」と、「課長補佐」とあるのは「<u>図書館長以外の教育機関等の長、図書館長代理(図書館長代理が置かれていない場合にあっては、図書館長)及びセンター長補佐</u>」とする。</p> <p>2 <u>門真市立幼稚園及び門真市立保育園の事務に係る専決事項(人事に関する事項に限る。)</u>は、門真市教育委員会事務局事務処理規程別表第1号の規定を適用する。この場合において、同規程別表第1号中「課長」とあるのは「<u>園長</u>」と、「課長補佐」とあるのは「<u>園長代理</u>」と、「上席主任」とあ</p>	<p>(<u>教育機関の事務に係る専決</u>)</p> <p>第5条 <u>教育機関の事務に係る専決</u>については、門真市教育委員会事務局事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第3号)第5条、第6条及び別表の規定を適用する。この場合において、同規程第6条及び別表中「課長」とあるのは「<u>図書館長_____</u>」と、「課長補佐」とあるのは「<u>図書館長以外の教育機関の長及び図書館長代理(図書館長代理が置かれていない場合にあっては、図書館長)_____</u>」とする。</p>

改正後	改正前
<p>るのは「主任保育士」とする。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>教育機関等の長</u>（<u>図書館長及び園長</u>を除く。）が専決する事項について、<u>教育機関等の長</u>が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれている場合にあつては当該上席主任が、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれていない場合にあつては当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>3 <u>図書館長代理又はセンター長補佐</u>が専決する事項について、<u>図書館長代理又はセンター長補佐</u>が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれている場合にあつては当該上席主任が、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれていない場合にあつては当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>4～5 略</p>	<p>_____</p> <p>(代決)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>教育機関の長</u>（<u>図書館長</u>_____を除く。）が専決する事項について、<u>教育機関の長</u>が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれている場合にあつては当該上席主任が、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれていない場合にあつては当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>3 <u>図書館長代理</u>_____が専決する事項について、<u>図書館長代理</u>_____が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれている場合にあつては当該上席主任が、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれていない場合にあつては当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>4～5 略</p>

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

議案第18号

門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について

門真市学校プール運営委員会細則（昭和42年門真市教育委員会細則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市学校プール運営委員会細則の一部を改正する細則

門真市学校プール運営委員会細則（昭和42年教育委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 運営委員会の委員は、次の職にあるものをもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育部学校教育課長、<u>生涯学習部生涯学習課長及び指導主事</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>第2条 運営委員会の委員は、次の職にあるものをもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育部学校教育課長、<u>生涯学習部地域教育文化課長及び指導主事</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第19号

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則等の廃止について

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則（昭和47年門真市教育委員会規則第1号）等の一部を次のように廃止するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、規則の廃止を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 門真市特別支援教育就学奨励費支給規則（昭和47年門真市教育委員会規則第1号）
- (2) 就学援助費支給規則（昭和51年門真市教育委員会規則第12号）
- (3) 門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和53年門真市教育委員会規則第7号）
- (4) 門真市私立幼稚園児保護者補助金交付規則（昭和61年門真市教育委員会規則第6号）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第20号

平成26年度門真市教育の重点について

平成26年度門真市教育の重点を次のとおり定めるにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年 3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年度における門真市の学校教育及び生涯学習に関する一般方針を定めるにつき、本案を提出するものである。

議案第21号

平成26年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針
の策定について

平成26年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を策定するにつき、
教育委員会の議決を求める。

平成26年 3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を策定するにつき、
本案を提出するものである。

平成 26 年度

門真市教育委員会 小・中学校教職員研修の基本方針

門真市教育委員会

門真市教育委員会では、「門真市教育の重点」に基づき、授業改善を中心に、昨今の教育課題に対応した研修やキャリアステージに応じた研修を実施し、力ある教職員の育成を推進します。

1 教職員のキャリアステージに応じた研修

初任者、教職経験の浅い教職員、10年目教職員、ミドルリーダー、管理職など、教職員のキャリアステージに応じた研修を実施します。

2 授業改善に重点を置いた研修

門真市学力向上対策委員会の具体的提言に示された授業改善を図るため、学習評価も含む日々の授業づくりや、研究授業に結びつく研修を実施します。

3 門真市の教育課題に対応した研修

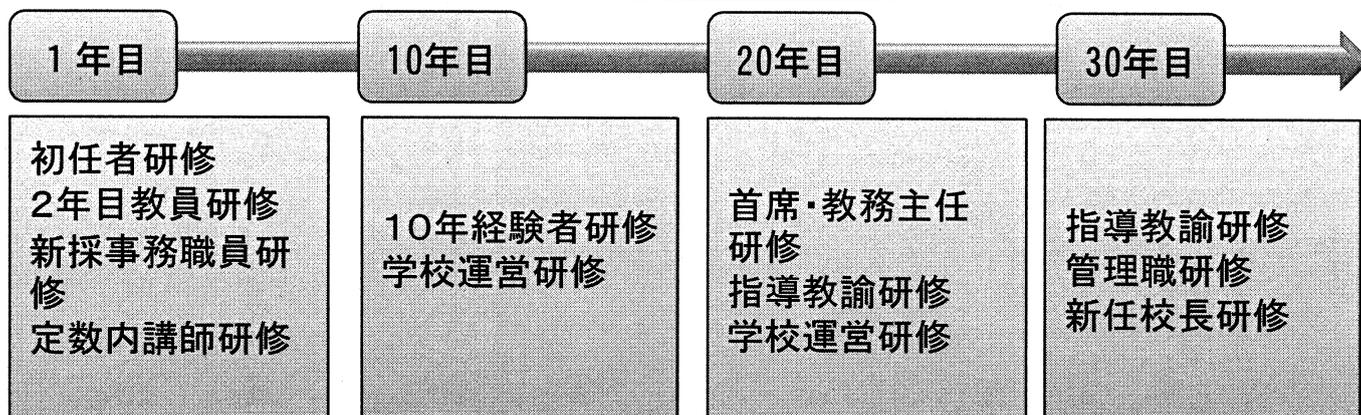
門真市学力向上対策委員会の具体的提言で示された生徒指導の改善を図るため、望ましい生徒指導のあり方についての研修や、いじめ・不登校・体罰防止についての研修を実施します。

4 校内研修支援

各学校における校内研修の活性化を図るため、担当指導主事やスクールアドバイザー等による校内研修支援を行います。

平成26年度 門真市教育委員会小・中学校教職員研修

1 教職員のキャリアステージに応じた研修



2 授業改善に重点を置いた研修

※印は26年度新規実施

小学校

国語授業カステップアップ研修
 国語授業づくり研修
 算数授業づくり研修
 理科授業づくり研修
 外国語活動研修
 授業のユニバーサルデザイン研修 ※

中学校

国語授業カステップアップ研修
 国語授業づくり・学習評価研修
 数学授業づくり・学習評価研修
 理科授業づくり・学習評価研修
 社会授業づくり・学習評価研修 ※
 英語研修
 授業のユニバーサルデザイン研修 ※

3 門真市の教育課題に対応した研修

生徒指導研修	いじめ防止研修	不登校研修	情報セキュリティ研修
ICT活用研修	道徳教育研修	支援教育コーディネーター研修	
一貫教育研修	学校保健研修	事務職員研修	他

4 校内研修支援

授業づくり(指導案作成、研究授業のアドバイス等)
 生徒指導、人権教育など 学校のニーズに合わせた校内研修支援

議案第22号

門真市生涯学習推進基本計画の策定について

門真市生涯学習推進基本計画を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	門真市豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業補助金 交付要綱の制定について	寺西学校教育課長
2	平成25年度門真市教育フォーラムについて	岩佐学校教育課参事
3	「第3回門真市中学生英語プレゼンテーションコン テスト」の結果について	脊戸地域教育文化課長
4	市立文化会館ふれあいまつりについて	脊戸地域教育文化課長
5	市立公民館まつりについて	脊戸地域教育文化課長
6	平成25年度末・26年度当初における教職員人事異動 の概要について	上甲学校教育課参事